

鎌 監 第 219 号
平成 26 年 7 月 30 日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市監査委員 八 木 隆太郎
同 長 嶋 竜 弘

住民監査請求に関連した普通財産の貸付けについて（要望）

平成 26 年 6 月 4 日に（氏名 略）から請求のあった住民監査請求については、請求に理由がないとの監査結果を請求人に通知し、貴職にも参考送付したところです。

しかし、本市における普通財産の貸付けにつきましては、明確ではない規定等が見受けられ、市民に誤解を与えかねない状況であると思われまます。よって、次のとおり要望します。

（要望事項）

本市における普通財産の貸付けについては、鎌倉市公有財産規則、普通財産貸付料の算定基準等に則り実施されているところです。

管財課への聴き取り調査の結果、普通財産の貸付けについては、市有地が接する一体の土地に居住しており、当該市有地を利用しないと生活に影響が出る場合や、市の施策による土地取得の代替地としての使用をする場合など、一定の運用に沿った貸付けが行われており、希望する誰にでも貸し付けるわけではないとのことでした。

今回監査を行った普通財産の貸付先についても、当然のことながら貸付けに際して、具体的な理由が存在しています。しかしながら、このような理由については、当初起案文において経緯等が詳細に記されていないため、担当者の記憶に頼る部分が多くなっています。このことは、何十年も継続して締結する契約として望ましい状態とは言えません。

また、貸付箇所を書類で特定できないことや、鎌倉市公有財産規則における契約保証金及び連帯保証人などの免除条項が明確でないことは、市民への公平性を確保できているとは言えません。規則の適用に際し、職員個人の判断や裁量の入る余地のない明確な条文への改正が必要と思われまます。

加えて、「激変緩和措置」の乗率における「準則」の例外規定や「特例緩和措置」があることで、貸付料が非常に複雑な算出方法になっており、当該年度の起案文や契約書

を見るだけでは、使用料を決定するための計算方法が不明であることなどが、市民に疑問を抱かれる一因になっていると思われます。

よって、

- 1 普通財産の貸付対象を明確にするとともに、鎌倉市公有財産規則、普通財産貸付料の算定基準等、普通財産の貸付けに関するすべての規定における条文を見直すこと。
- 2 新規の貸付け及び契約更新に際し、起案文中に貸付けに至る詳細な経緯、貸付条件、計算式等を盛り込むとともに、実際の貸付面積と貸付料計算上の面積に齟齬がないよう適切な事務処理を行うこと。
- 3 特例緩和措置等、各種措置や乗率及び参考路線価等を記入した、詳細な貸付台帳を整備すること。

以上を踏まえた上で、規則等に則った措置等を確実にを行うことを、監査委員として要望します。